開 会 令和2年6月3日

閉 会 令和2年6月5日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日(6月3日)

出席議員 8名

小 鹿 重 一 川崎憲二 1番 君 2番 君 久 慈 省 3番 悟 君 4番 柿 﨑 裕 君 5番 森 弘美 君 6番 吉田 勉 君 坂 本 豊 君 8番 木 村 修 君 7番

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 久 慈 修 一 君 副 村 長 工藤洋一 君 育 吉 﨑 教 長 博 君 슾 計 管 理 者 佐 井 邦 彦 君 総 務 課 小 松 生佳 君 長 税 務 課 長 Ш 﨑 幸 君 治 一仁 住 民 課 長 佐 藤 君 健康福祉課長 高 田一 憲 君 教 育 課 長 木 村 伸 君 產業振興課長 髙 田 徹 君 建 設 課 長 稲 葉 正 明 君 代表監查委員 武井昭夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	中	Ш	悟	君
議会	事 務	局 次	長	坂	本	ゆかり	君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 久慈省悟君

4番 柿 﨑 裕 二 君

議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案の上程・提案理由の説明
 - 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例案
 - 議案第29号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 - 議案第30号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
 - 議案第31号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について
 - 議案第32号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案
 - 議案第33号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
 - 議案第34号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)案
 - 議案第35号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第36号 蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例案
- 第7 議案第29号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第30号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第31号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について

午前9時43分 開会

○議長(木村 修君) おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和2年第2回蓬 田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(木村 修君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、久慈省悟君、4番柿﨑裕 二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(木村 修君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月5日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月5日までの 3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(木村 修君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号看護師の全国を適用地域とした特定 最賃の新設を求める陳情及び陳情第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の 新設を求める陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理 者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

- ○議長(木村 修君) 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに ついて報告を求めます。村長。
- ○村長(久慈修一君) 皆さん、おはようございます。

まず、初めに新型コロナウイルスの流行によりまして経済的に影響を受けております 事業者の皆様、そして日常生活に支障を来していると思われます村民の皆様に、まずは 新しい生活様式に早く慣れていただいて、みんなでこの危機を乗り越えていきたいとい うことを、頑張るということを申し上げさせていただきます。

それでは、令和2年3月蓬田村議会定例会以後の主なる行事及び会議等の行政活動に ついてご報告を申し上げます。

なお、3月以降、新型コロナウイルスの流行によりまして、ほとんどの行事や会議が 延期あるいは規模縮小ないしは中止になっていることを最初に申し上げます。

- 3月13日土曜日、蓬田中学校卒業式がございまして、これに出席をいたしました。
- 3月19日木曜日ですが、蓬田小学校卒業式がありまして、これに出席をいたしました。
- 3月24日火曜日、青森地域広域事務組合議会がありまして、青森市に出席しております。
 - 4月6日月曜日、蓬田村消防団長の辞令交付式を役場にて行いました。
- 4月7日午前でございますが、蓬田小学校入学式、午後は蓬田中学校入学式があり、 出席をしております。
- 4月30日木曜日、蓬田小学校と蓬田中学校に紳装で作っていただいた布マスクを配布 してまいりました。
- 5月12日火曜日です、蓬田紳装に同じく紳装で作られました布マスクを配布してございます。
- 5月13日水曜日、第1回蓬田村議会臨時会を開催していただきました。主に新型コロナウイルス対策に伴う交付金等の補正予算をご審議いただき、可決していただきました。
- 5月14日木曜日、蓬田村農業委員選考委員会を開催するに当たり、辞令を交付いたしたところでございます。
- 5月の25日月曜日ですが、田植えの督励のため村内を巡回しております。これは副村 長以下、農業協同組合並びに共済組合等が参加してございます。

以上のとおり、主なるものについてご報告申し上げます。

○議長(木村 修君) 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長(木村 修君) 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案9 件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) それでは、令和2年第2回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案は、各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部を改正する 必要が生じたため提案するものであります。

議案第29号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部 改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第30号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、蓬田村介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第31号、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業の追加により計画本文を変更する必要があるため提案するものであります。

議案第32号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金2,337万2,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、土木費1,773万2,000円などを増額し、民生費205万1,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,639万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ25億9,733万3,000円となるわけであります。

議案第33号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案につきま

して、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金29万1,000円を減額しております。次に、歳出として、総務費29 万1,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに29万1,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 5億1,283万9,000円となるわけであります。

議案第34号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)案につきまして、 ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金335万3,000円などを増額し、保険料290万5,000円を 減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費60万5,000円などを増額しております。この ほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに82万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 4億9,018万8,000円となるわけであります。

議案第35号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

議案第36号、蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようにお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第6 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第6、議案第28号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部 を改正する必要が生じたため提案するものであります。

1枚お開きください。

条例の中の別表第1の職名の欄中「蓬田村役場庁舎建設検討委員会委員」の次に「蓬田村地域自立支援協議会委員」を加える。同じく別表第2の職名の欄中に、同じく「蓬田村地域自立支援協議会委員」を加えるものであります。

新旧対照表のほうをご覧ください。

1枚めくっていただいて、改正後の上から4行目です。「蓬田村地域自立支援協議会委員」、これが追加になっております。

それから、最後のページですけれども、別表の2のほうの同じく「蓬田村役場庁舎建 設検討委員会委員」の下に「蓬田村地域自立支援協議会委員」の委員を追加しておりま す。

以上であります。

- ○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 ○議長(木村 修君) 日程第7、議案第29号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正す る条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(川﨑幸治君) 議案第29号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条 例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

新旧対照表をお願いします。

1ページ上段、第2条第2項で、基礎課税額の上限額を61万円から63万円に引き上げ、 第2条第4項で、介護納付金課税額の上限額を16万円から17万円に引き上げる。

中段、第23条第2号で、軽減判定所得において被保険者の数に乗ずるべき金額をそれ ぞれ5割軽減の対象となる世帯は28万円から28万5,000円に、下段、第23条第3号で、 2割軽減の対象となる世帯は51万円から52万円に控除額を引き上げるものです。

附則1、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、 附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第 1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税について は、なお従前の例による。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されまし

日程第8 議案第30号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第30号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例 案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 議案第30号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。 蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、村の条例を改正する必要が生じたためです。

次のページからになりますけれども、令和元年10月の消費税率10%の引上げに併せて 軽減強化を行うものです。現在、村の第7期介護保険事業計画の介護保険料、1段階から9段階あります。今回の改正部分は、昨年に続き、1段階から3段階までの低所得者 が対象となります。

新旧対照表ですが、改正後は、第2条第2項中で、第1段階に該当している人は、令和元年度には3万600円としたものを、令和2年度には2万4,480円とするものです。この第1段階という人はどういう人かといいますと、生活保護受給者、村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が村民税非課税で本人の年金収入等額が80万円以下の人が該当となります。

続きまして、3項、4項については、ちょっと分かりにくい文言となっていますので、 現在の保険料がどう変わるのかで説明したいと思います。

3項については、現在、第2段階に該当している人で5万1,000円から4万800円に、 2段階の人の該当というのは、世帯全員が非課税世帯で、本人の年金収入額等が80万円 を超えて120万円以下の人が該当になります。

4項については、第3段階に該当する人で、5万9,160円から5万7,120円へと改正するものです。第3段階の人は世帯全員が村民税非課税で、第1段階、第2段階とした人、本人の年金収入額等が120万円を超える人が該当となります。

なお、この条例は令和2年4月1日から適用とするものです。 説明は以上となります。

- ○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。 これより、議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長(木村 修君) 日程第9、議案第31号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更に ついてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第31号、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について。

蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

提案理由といたしましては、事業の追加により計画本文を変更する必要があるため提 案するものであります。

1枚お開きください。

内容については、文言の追加と、それから事業の追加になります。

文言の追加については、促進計画の中の本文の中に、3交通通信体系の整備という項目がありますけれども、そこの(3)の②の冬期道路交通の充実という項目の最後のほうに、「村道の除雪については直営で実施しているが、村で所有する除雪機械は購入から20年以上経過したものもあり、経年劣化が著しく除雪作業に支障を来すおそれもあることから、計画的に整備していくことが必要である」という文言を加えるものでありま

す。

それと、その同じく交通通信体系のところのその対策 (3) の交通確保対策の②の除排雪対策の次に「除雪機械の計画的な整備と除雪体制の構築により、住民のニーズに対応した、きめ細かで効率的な除雪作業の推進に努め、冬期間における地域交通と住民の安全を確保する」という文言を加えるものであります。

文言の内容については以上ですが、新旧対照表のほうを今度ご覧いただきたいと思います。

文言の追加、1ページ目は文言の追加で、今説明したとおりでありますが、2枚目の、実際のその何の事業をやるかということで、表になっておりますけれども、その事業内容の上から3行目、村道3-1-1号線道路拡幅事業、それからその2行下の除雪ドーザ購入事業ということで除雪機械を購入する部分と、村道の道路拡幅事業を自立促進計画に載せて過疎債を借りるため、この文言が必要となり今計画に追加するものであります。

以上であります。

- ○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質問ありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。 これより、議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時11分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 7月14日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 久慈省悟

会議録署名議員 柿 﨑 裕 二